



【審査会合資料】

【資料1】

新規制基準に係る保安規定 の補正について

令和5年5月29日

原子燃料工業株式会社 熊取事業所

-
-
-
1. 保安規定補正の概要
 2. 保安規定へ反映すべき事項抽出の再点検
 3. 保安規定補正の内容

1. 保安規定補正の概要(1)

令和3年3月16日付け原規規発第2103163号にて認可を受けた原子燃料工業株式会社熊取事業所の核燃料物質の加工の事業に係る保安規定について、令和5年2月15日付け熊原第23-008号で変更認可申請した申請書の一部を補正する。

○補正の理由

(1)後半申請の加工施設の停止期間中の措置は、第62条の6に定める保全計画に基づいて実施する事項のため、第65条の3の規定及び関係する添付4を削除する。

(2)その他記載の適正化のために記載を変更する。

1. 保安規定補正の概要(2)

令和5年3月9日の審査会合において、以下の指摘を受けた。

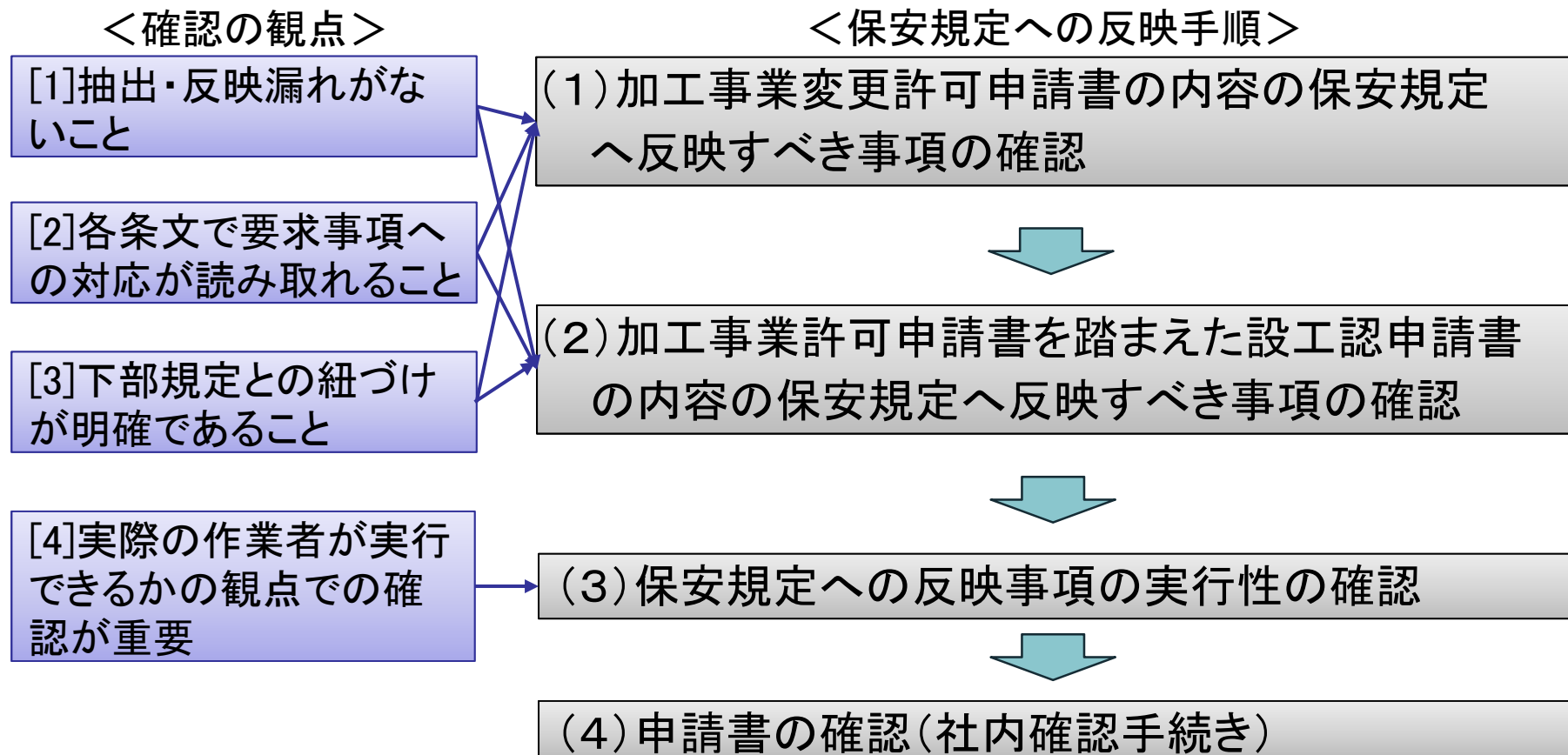
- ①事業許可／設工認の記載において保安規定で管理するとした事項の記載について、保安規定での反映漏れや記載の誤り等がある。
- ②事業許可／設工認から抽出した要求事項と保安規定及び下部規定への反映について整理した表(参考資料1-1、参考資料1-2)で、抽出した要求事項と反映する保安規定及び下部規定の記載の対応が具体的に確認できない。



①、②の指摘を踏まえ、事業許可／設工認から抽出した要求事項を、保安規定及び下部規定に盛り込んでいるか再点検を行い、その結果を保安規定に反映した。

1. 保安規定補正の概要(3)

◎2月の申請時における保安規定の反映手順のフロー



1. 保安規定補正の概要(4)

＜審査会合の指摘事項:原因と対策、対応＞

①事業許可／設工認の記載において保安規定で管理するとした事項の保安規定での記載について、反映漏れや記載の誤り等がある。

(原因)

保安規定の記載(条文、添付、別表、別図等)について、事業許可／設工認で事業者が自ら定めた保安上の要求事項を保安規定に反映しているかという観点での確認が不十分であった。

(対策、対応)

事業許可／設工認からの要求事項を、保安規定に反映し定めていることを確認するために、参考資料1-1、1-2を再整理・レビューし、結果を保安規定に反映させる。また、保安規定に記載した図表について、既認可から変更がない事項に関するものも含めて、事業許可／設工認に示した図表との整合を示す対比表(参考資料1-3)を作成・レビューし確認する。結果を、保安規定に反映させる。

1. 保安規定補正の概要(5)

<審査会合の指摘事項:原因と対策、対応>

②事業許可／設工認から抽出した要求事項と保安規定及び下部規定への反映について整理した表(参考資料1-1、参考資料1-2)で、抽出した要求事項と反映する規定の記載の対応が具体的に確認できない。

(原因)

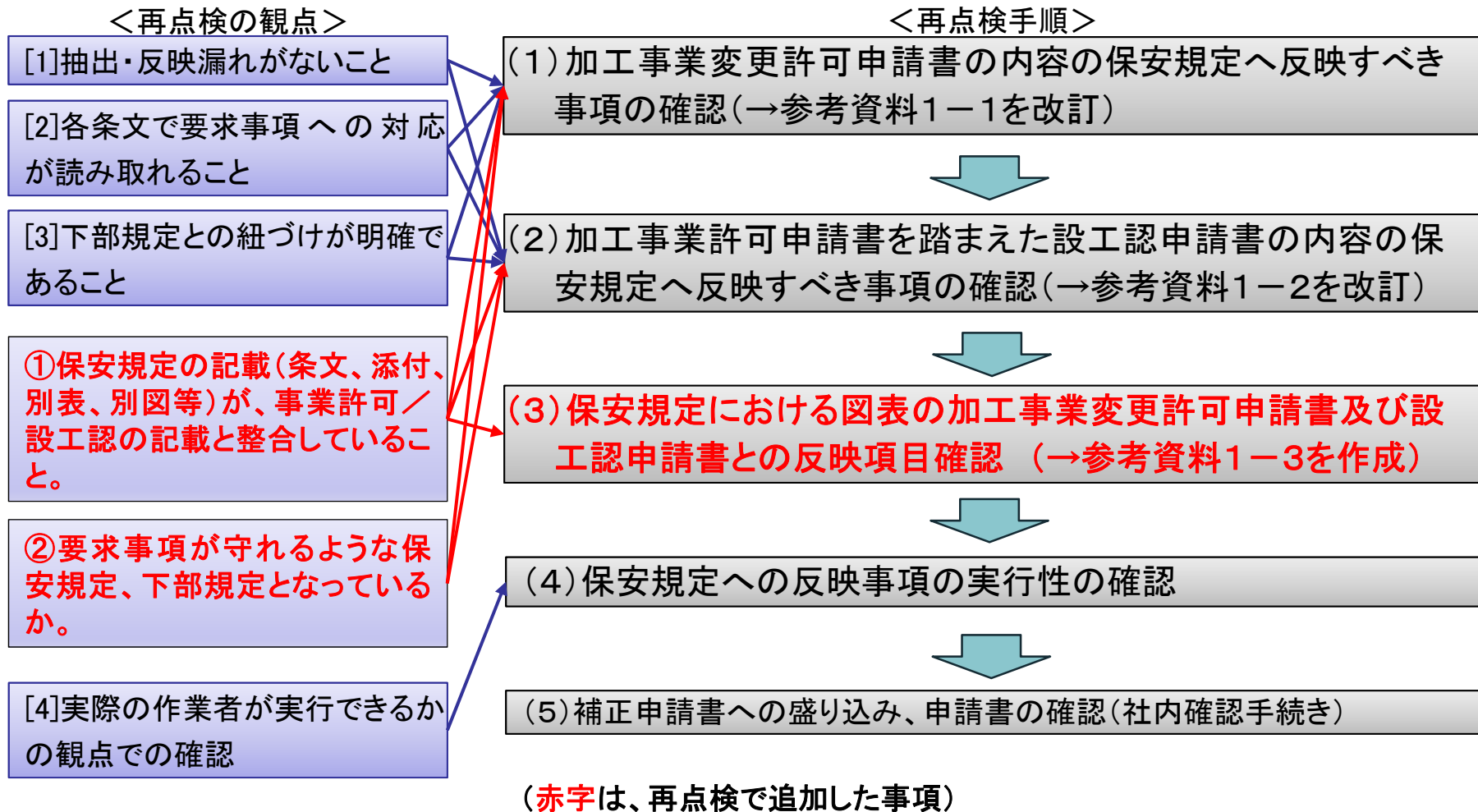
事業許可／設工認で事業者が自ら定めた保安上の要求事項を保安規定に反映し、その具体を下部規定に定めているかという観点での確認が不十分であった。

(対策、対応)

事業許可／設工認からの要求事項を下部規定に反映すべきレベルまで抽出しているか再確認を行うとともに、その要求事項を保安規定に反映し、具体的な方法を下部規定に定めていることを確認するために、参考資料1-1、1-2を再整理・レビューし、結果を保安規定及び下部規定に反映させる。

2. 保安規定へ反映すべき事項の抽出と反映の再点検

◎保安規定へ反映すべき事項の抽出と反映の再点検手順



3. 保安規定補正の内容(1)

補正の理由(1)後半申請の加工施設の停止期間中の措置は、第62条の6に定める保全計画に基づいて実施する事項のため、第65条の3の規定及び関係する添付4を削除する。

保安規定記載箇所	補正内容
第65条の3 後半申請の加工施設の停止期間中の措置	削除する。
添付4 後半申請の加工施設に対する保全に関する措置において規定する事項	削除する。

3. 保安規定補正の内容(2)

補正の理由(2)その他記載の適正化のために記載を変更する。

○加工事業変更許可を踏まえた変更として補正する主な事項

保安規定記載箇所	補正内容
第33条 臨界安全管理	臨界安全の観点から核燃料物質の取扱いを行わない設計としている部屋において、核燃料物質の取扱いを行わないことを明確にした記載を追加する。
別図2-(2)、別図2-(3) 管理区域及び保全区域図	保安規定の管理区域及び保全区域図を別図2-(2)～別図2-(6)に分けて、事業許可／設工認に示した内容と整合した図を記載する。
別図5 臨界安全管理の領域図	事業許可／設工認に示した範囲と整合した図を記載する。
別表4 臨界安全管理に係る制限値	核燃料物質の状態の記載について事業許可／設工認に示した記載と整合したものとする。
別表21 非常時用資機材	事業許可／設工認に示した資機材の保管場所・数量と整合した記載とする。

3. 保安規定補正の内容(3)

補正の理由(2)その他記載の適正化のために記載を変更する。

○加工事業変更許可を踏まえた変更として補正する主な事項

保安規定記載箇所	補正内容
添付1 内部火災、資機材の配備 第14項	第2加工棟における消火活動について、屋内消火栓へのアクセスルートと屋内消火栓から各室へのアクセスルートをそれぞれ2つ以上確保することを明確にする。
添付1 内部火災 手順書の整備 第15項	第5廃棄物貯蔵棟における液体の保管廃棄の際に不燃性材料である鉄製の受け皿付きスキッドを用いる管理を行う記載を追加する。
添付1 内部火災 手順書の整備 第27項	可燃性ガスを取り扱う設備を使用する際は、平均6回/時以上の換気を行う第1種管理区域において行う記載を追加する。
添付1 外部火災 手順書の整備 第5項	危険物及び高圧ガスの運搬経路図として添1図1を追加し、実際に制限するルートを明確にする。
添付1 外部火災 手順書の整備 第7項	危険物、高圧ガス貯蔵施設の貯蔵量を最大貯蔵数量以下となるように制限する記載を明確にする。(危険物、高圧ガスの種類と最大貯蔵数量は下部規定に定める。)

3. 保安規定補正の内容(4)

補正の理由(2)その他記載の適正化のために記載を変更する。

○加工事業変更許可を踏まえた変更として補正する主な事項

保安規定記載箇所	補正内容
添付1 その他 資機材の配備 第10項	非常用電源を稼働させるために必要な燃料をあらかじめ確保すること及び 負荷設備を少消費系統又は待機状態に切り替えることにより、7日以上作 動させる給電を維持することを明確にする。
添付1 その他 資機材の配備 第18項	非常用電源設備の冷却水凍結防止策として、冷却水に不凍液を混合する 記載を追加する。

3. 保安規定補正の内容(5)

補正の理由(2)その他記載の適正化のために記載を変更する。

○記載の適正化(加工事業変更許可申請書の記載事項の反映)として補正する主な事項

保安規定記載箇所	補正内容
別表10 線量当量等の測定方法	排気口における空気中の放射性物質の濃度の測定方法に、エアスニファ等による集塵及び低バックグラウンドカウンタ等による測定を含める。

○記載の適正化(規定する事項の明確化)として補正する主な事項

保安規定記載箇所	補正内容
添付1 内部火災 手順書の整備 第24項	火災が進展し、粉末消火が困難な場合に、水による消火を実施する手順を追加する。
添付1 竜巻 資機材の配備 第1項、第2項	竜巻防護対策を実施するために整備する固定固縛用の資機材を用いて、竜巻の影響を受けるおそれのある場合に固定固縛を行う記載を追加する。
添付1 竜巻 手順書の整備 第1項、第2項	竜巻注意喚起態勢／警戒態勢に至ったときの対応の記載に、気象状況の監視体制を維持して、気象状況の推移を確認し、継続又は解除を行う記載を追加する。

上表のほか、用語の適正化等の補正を行う。